

## ▼注意点など

今回の申告により令和6年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。

確定申告書の作成は、

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒07818507  
旭川市宮前1条3丁目3番15号  
旭川合同庁舎  
札幌国税局業務センター  
旭川分室

住民税の申告書の作成は、町税務住民課税務係へご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒09811206

上川郡下川町幸町63番地  
下川町税務住民課税務係

## ■お問い合わせ

税務住民課 税務係  
☎ 4-2511  
内線 113  
☆ 4-251103

## 名寄税務署

☎ 01654-2-2157



## 税のお知らせ

### 名寄税務署からのお知らせ 【確定申告をされる方へ】

名寄税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

## ■開設期間

2月16日（金）  
～3月15日（金）  
（土曜・日曜・祝日除く）

## ■受付時間

午前9時から午後4時まで

## ■確定申告会場

名寄税務署 2階会議室  
名寄市西1条北1丁目11番地

2月15日（木）以前は、確定申告会場を開設していません。

確定申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。

入場整理券の取得方法は、①LINEで来場希望日等を選択して取得、②会場で当日分の整理券を取得の2つがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ「名寄税務署」をご確認ください。

入場整理券の配布状況により、早めに整理券の配付を終了する場合があります。

駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

## 【「確定申告書等作成コーナー」のご案内】

感染防止の観点から、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

確定申告書等を郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒07818507  
旭川市宮前1条3丁目3番15号  
旭川合同庁舎  
札幌国税局業務センター  
旭川分室

## ■お問い合わせ

名寄税務署  
☎ 01654-2-2157